

平成二十一年十一月四日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一七三第三号

平成二十一年十一月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員長勢甚遠君提出脱官僚政治に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長勢甚遠君提出脱官僚政治に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「脱官僚政治による混乱」の意味するところが必ずしも明らかではないが、鳩山内閣としては、「基本方針」（平成二十一年九月十六日閣議決定）等に基づき政治主導の国政運営を進めることとしており、国会議員等に対する説明についても適切に行ってまいりたい。

二について

質問主意書に対する答弁書については、各府省の大臣、副大臣又は大臣政務官（以下「政務三役」という。）が作成する際に参考となるよう、内閣法制局による法律的地からの検討の結果を含め、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、政務三役がそれらを含む種々の情報を基に作成し、最終的に大臣の責任において閣議にかけ、決定することとしている。